

機構認定研修施設・協力施設申請に関するFAQ

<目次>

1. 要件について	1
2. 申請について	2
3. 病院概要について	4
4. 活動内容（カンファレンス）について	4
5. 学会発表について	5
6. 研修統括責任者・研修実施責任者について	6
7. 診療報酬加算について	8
8. 認定について	8
9. 更新について	8

< 1.要件について>

Q	【専門研修施設】の要件
---	-------------

- A
- ①集中治療科指導医※1が1名以上が常勤※2していること。
 - ②重症患者管理認可病棟において、申請前年（1月1日～12月31日）の入室延べ患者数が年間1,000人以上であること。
（在室患者が年間1,000人・日以上。同患者が10日間在室は10人と算出）
 - ③「集中治療科専門研修カリキュラム」に基づく研修が可能である。
 - ④勤務交代に関わるカンファレンスは必須であり、記録に残されていること。
 - ⑤関係各科とのカンファレンスは最低週に一度、死亡症例検討などが適宜行われ、記録に残されていること。
 - ⑥看護スタッフなどコメディカルとのカンファレンスは最低でも週に1度行われ、記録に残されていること。
 - ⑦集中治療に関連する学術集会への発表が毎年1題以上あること。
（認定時は過去3年間の実績を提出すること）
 - ⑧統括責任者は病院に1名、研修実施責任者は重症患者を扱う各ユニットに1名。
 - ⑨統括責任者と研修実施責任者は、病院に常勤※2しており、指導医※1以上であること。

※1「指導医」：集中治療科専門医取得後、最低1度の更新を経た者。
あるいは集中治療室で5年以上の診療経験があり集中治療科専門医取得後3年以上経た者。

※2「常勤」：「当該施設」に週40時間以上勤務していること。

Q 【専門研修協力施設】の要件

- A**
- ①研修実施責任者は病院に1名、病院に常勤※2していること。
 - ②研修実施責任者は専門医であること。
 - ③重症患者管理認可病棟において、申請前年（1月1日～12月31日）の入室延べ患者数が年間500人以上であること。
（在室患者が年間500人・日以上。同患者が10日間在室は10人と算出）
 - ④「集中治療科専門研修カリキュラム」に基づく研修が可能である。
 - ⑤勤務交代に関わるカンファレンスは必須であり、記録に残されていること。
 - ⑥月1回以上の勉強会を実施できること。
 - ⑦死亡症例検討会など複数科および多職種のカンファレンスが適宜行われること。
 - ⑧研修実施責任者は、連携する研修施設が設置する研修管理委員会に参加し、
専攻医および専門研修計画の管理と、専門研修計画の継続的改良に携われること。
（研修管理委員会は、専門研修施設の研修統括責任者と各施設の研修実施責任者より構成され、所属する各専攻医の研修の進捗状況や評価を行い、各施設における研修の質が担保できるような専攻医の配置、専門研修の質などを検討する）

< 2.申請について >

Q 機構認定研修施設の申請費用はいくらでしょうか？

A 今のところ申請費用はございません。

Q 申請は年何回ありますでしょうか？

A 2回の予定です。

Q 協力施設、研修施設両方同時申請は可能でしょうか？

A 同時申請は出来ません。

Q 協力施設から専門研修施設へ変更する事は可能でしょうか？

A 専門研修施設の要件を満たせば変更は可能ですが、通常通り申請期間内に申請を行って下さい。
学会発表が連続した3年分必要ですので、学会発表の条件などは申請書をご確認下さい。

Q 機構認定研修施設では、研修施設はユニット単位ではなく病院単位となったのでしょうか？

A 病院単位となりました。

Q 学会認定研修施設が、そのまま機構認定研修施設に移行したのでしょうか？

A 指導医※1がいる施設については、その通りです。

Q 現在は「救命救急センターICU」のみ学会認定研修施設となっております。「ICU」で研修させる為には、また新たに「ICU」を学会認定研修施設として申請しなくてはならないのでしょうか？

A 機構認定では病院単位となったので、ユニットごとの申請は不要です。機構認定されている施設でしたら、どのユニットでも研修可能です。ただし、学会認定専門医の資格を取りたい場合は、すでに学会認定されている施設での研修が必要です。学会認定研修施設の新規申請については、学会認定から機構認定への移行に伴い、終了しました。

Q 専門研修施設と専門研修協力施設の違いは何ですか？

A 専門医はいるが指導医※1がいない病院での研修を可能にするため、専門研修施設と連携してもらい（必須）、条件を満たす施設を専門研修協力施設とします。

Q 専門研修協力施設はどの専門研修施設と紐づけるのですか？

A 各病院の専門研修施設の統括責任者と専門協力施設の研修実施責任者の間で協議し、決めていただく必要があります。

Q 連携する研修施設は2施設以上でもOKでしょうか？

A 専門協力施設と連携する専門研修施設は1施設のみです。

Q 病院規模が小さい場合でも、研修統括責任者の条件を満たしていれば、専門研修施設に申請出来ますか？

A 専門研修施設の要件を満たしていれば、小規模の施設でも専門研修施設に申請出来ます。

Q 集中治療科専門医が1名しか在籍していない当院は、協力施設申請が望ましいのでしょうか？

A 専門医が指導医※1かつ研修統括責任者の条件を満たしていれば、専門研修施設としての申請も可能です。

Q 「研修協力施設申請書」は協力施設が提出をし、「研修協力施設 連携申請書」については統括責任者（研修施設）から提出する、という認識で合っていますでしょうか？

A その通りです。

< 3.病院概要について >

Q 専門研修施設/研修協力施設の必要患者数は？

A ・ 専門研修施設：入室延患者数が年間1,000人（在室患者数が年間1,000人・日）以上
・ 研修協力施設：入室延患者数が年間500人（在室患者数が年間500人・日）以上
（同じ患者が10日間入室していれば、10人として算出します）

Q 病院概要にある内容は、加算対象ベッドなのか臨床ベッドなのかを伺えますか。

A 臨床ベッドです。

Q CCUで集中治療を行っておりますが、CCUでの勤務は勤務年数に含めることは可能でしょうか？

A 機構認定専門医制度の場合は可能です。学会認定専門医制度の場合は、学会指定の学会認定研修施設（ユニット）に限られます。

Q HCUのみでも専門研修施設/研修協力施設になれるですか？

A HCUのみの場合は、ハイケアユニット入院医療管理料1または2を算定している証明の提出をお願いしております。専門医制度・審査委員会で研修施設としての妥当性を審査し、合格すれば、HCUでも専門研修施設/研修協力施設として認められます。

< 4.活動内容（カンファレンス）について >

Q 実地審査はなしで間違いないでしょうか？

A 必要な場合は、実地審査を行うことがあります。

Q 既に認定された施設に対して、実地審査は今後行われるのでしょうか？

A 必要な場合は、実地審査を行うことがあります。

Q カンファレンス（記録含）とありますが、記録の提出は必要でしょうか？

A 現状提出を求めているわけではありませんが、実地審査で確認させてもらうことがあります。

Q

カンファレンス（記録含）とありますが、カンファレンスの趣旨や記録の残し方など、必要な記載事項等をお示しいただけないでしょうか。

A

多職種カンファレンスや死亡事例カンファレンス（M & Mカンファレンス）など、決まったタイトルや記載方法は学会としては規定していません。

実地審査などで、誰が出席し、こういったカンファレンスの内容であったかが分かれば十分です。

< 5.学会発表について >

Q

直近3年間の発表は、同じ年の発表でも大丈夫でしょうか？

A

1年に1つ以上の発表が3年分必要です。

Q

専門医を取得していない医師での発表実績を提出しても良いのでしょうか？

A

提出しても大丈夫ですが、その際は共同演者に集中治療科専門医がいる事が求められます。

Q

「当該病院研修ユニットに所属する医師」とは「ICU診療に関わる各科の医師」という認識でよろしいでしょうか？

A

その認識で大丈夫ですが、共同演者に集中治療科専門医がいる事が求められます。

Q

ICUに指導医を迎えて、専門研修施設に申請を希望する場合、その施設で学会発表を3年間行うまで、申請が出来ないのでしょうか。

A

2027年度までは、機構認定研修施設への移行期間の暫定措置として、次の3パターンは同じ条件での申請を認めます。

2028年度からは、いずれの場合も連続した3年間の学会発表が必要となります。

< 1 > 新設の病院でICUを立ち上げる場合

移動してきた指導医の、前施設での1年分の発表を提出し、
その上で、新設のICUで今後2年間の発表（立ち上げたICUでの実績がないため）を提出、
という条件で申請可。

< 2 > 既存の病院に指導医が移動してきてICUを立ち上げる場合

移動してきた指導医の、前施設での1年分の発表を提出し、
その上で、新設のICUで今後2年間の発表（立ち上げたICUでの実績がないため）を提出、
という条件で申請可。

< 3 > 既存病院のICUに指導医が移動してきた場合

移動してきた指導医の、前施設での1年分の発表を提出し、
その上で、新設のICUで今後2年間の発表を提出、という条件で申請可。

Q 当院では、学会へのコメディカルの発表も推進しています。医師の発表のみで限定でしょうか？

A 医師の発表です。

Q 座長の場合は「発表者名」が座長名でしょうか？

A 「発表者名」が座長名です。

Q 座長の場合は、これがわかる抄録の一部を添付すればよいでしょうか？

A それで大丈夫です。

Q 各学会の地方会等での発表もカウントして問題ないのでしょうか？

A 日本集中治療医学会支部はカウントされますが、関連学会の地方会等での発表は含まれません。

< 6.研修統括責任者・研修実施責任者について >

Q 集中治療科指導医について教えてください。

A

- ・集中治療科専門医取得後最低1度の更新を経たもの
- ・あるいは、集中治療科専門医として十分な診療経験を有すること
(集中治療室で5年以上の診療経験があり、集中治療科専門医取得後3年以上)

Q 集中治療科指導医は、1回の更新が認められたら自動的に指導医となるのでしょうか。他に何か申請が必要でしょうか。また証明書の発行などがありますでしょうか？

A 指導医の条件を満たせば、自動的に指導医とみなされます。従いまして、申請や証明書の発行はございません。

Q 研修統括責任者の「基準」について教えてください。

A

- ・集中治療科指導医であり、部門長、診療責任者これに準ずるもの
- ・指導実績および研究実績(学会参加、発表実績)を有する

Q 研修統括責任者の「役割と権限」について教えてください。

A

- ・研修計画における研修内容、指導体制に関し監督責任を持つ
- ・専攻医の採用・修了認定を行い、研修が進捗していることを担保

Q 研修統括責任者の「指導実績」とは具体的に何でしょうか？

A 集中治療科指導医であれば、指導実績はあるものとみなされます。

Q 研修協力施設の研修実施責任者について教えてください。

A 指導医でなくとも大丈夫ですが、専門医以上であることが求められます。

Q 研修統括責任者氏名や研修実施責任者氏名は自書による署名ではなくてもよいものなのですか？それとも自書による署名が必要なののでしょうか？

A 自書による署名でなくとも大丈夫です。

Q 集中治療科専門医が、夜勤後の平日に不在にする働き方でも、研修施設の「常勤」としてよいのでしょうか？

A 勤務施設の勤務形態が「常勤」であれば問題ありません。

Q 給与形態は非常勤ですが、勤務形態は常勤医師となっております。勤務状況は「常勤」としてもよいのでしょうか。「非常勤」でしょうか？

A 勤務施設の勤務形態が「常勤」であれば問題ありません。

Q 「常勤」の定義を教えてください。

A 病院で定められている勤務時間以上の時間を病院で勤務していることが「常勤」です。
病院では常勤医師を厚生局に届出していますので、「病院の常勤」として数えられているか不安な先生は、病院の事務方へ問い合わせをしていただければと思います。
なお、ICUに「常勤」している必要はありません。あくまで「病院に常勤」ということです。
また正規/非正規などの雇用形態、月給/時給などの賃金支払形態とは関係ありません。雇用契約がパートタイムでも、常勤職員の所定労働時間が週40時間の病院で週40時間勤務していれば常勤です。

Q 研修統括責任者と研修実施責任者、指導医を一人の医師（集中治療専門医であり、1回以上更新している）が併任することは可能でしょうか？

A 可能です。

< 7.診療報酬加算について >

Q

2024年度の診療報酬改定に伴い、特定集中治療室管理料5・6が新設となりました。
施設が特定集中治療室管理料5・6の場合でも、機構認定研修施設、協力施設の認定・更新は可能でしょうか？

A

特定集中治療室管理料5・6を算定した場合でも、認定・更新は可能です。その場合は、申請書の中の「治療概略一覧表」をご提出いただきます。

< 8.認定について >

Q

機構認定研修施設の認定期間は何年間ですか？

A

機構認定研修施設については、学会認定研修施設の認定期間5年間のよう、認定期間が定められておりません。年1回、施設状況に変更がないかなど調べるために、「更新申請書」をご提出いただきます。

Q

機構認定研修施設にも新たな「認定番号」が付与されるのでしょうか？

A

今のところ「認定番号」はございません。

Q

機構認定研修施設に認定されましたら「認定証」が発行されますか？

A

今のところ「認定証」はございません。
メール添付にて「通知」が送付されます。

< 9.更新について >

Q

機構認定研修施設認定を維持するには、更新申請が必要ですか？

A

年に1回「更新申請書」をご提出いただきます。
学会事務局よりメールにてご案内いたしますので、ご対応願います。

Q

更新申請の際、新規申請同様の学会発表の提出がありますか？

A

更新の際は学会発表は不要です。

2025年7月15日改定